

(7) 猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日（第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合）

第1種銃猟免許	1 ライフル銃 2 散弾銃 3 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	猟銃・空気銃所持許可証番号	号
		交付年月日	年 月 日
第2種銃猟免許		猟銃・空気銃所持許可証番号	号
		交付年月日	年 月 日

(8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項

共済事業	法人名	対象損害	給付額	被共済者期間
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間
資力信用				
(9) 職業				
1 専門的・技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者 4 販売従事者 5 農林業作業者 6 漁業作業者 7 採鉱・採石作業者 8 運輸・通信従事者 9 技能工・生産工程作業者 10 単純労働者 11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業 14 無職				

備考

1 次に掲げる資料を添付すること。

(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第67条の要件に該当することを証する書面

(2) 環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則（平成20年環境省令第1号）第2条第2項に規定する対象鳥獣捕獲員であることを証する書面（対象鳥獣捕獲員である場合に限る。）

(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第9条第7項に規定する許可証の写し又はこれに準ずる書面及び当該許可捕獲等に係る法第9条第13項の報告を記載した書類又はこれに準ずる書類（省令第65条第1項第7号に該当する者に限る。）

(4) 法第9条第8項（法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する従事者証の写し又はこれに準ずる書面並びに従事者として従事した鳥獣の捕獲等の結果として捕獲等に従事した場所、その捕獲等をされた鳥獣の種類別の員数及び処置の概要を記載した書類又はこれに準ずる書類（省令第65条第1項第8号に該当する者に限る。）

(5) 捕獲従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が受けている認定証（省令第19条の9第1項に規定するもの）の写し、認定鳥獣捕獲等事業者が、申請者がその捕獲従事者であることを証する書面、申請1年以内に本県において認定鳥獣捕獲等事業者による認定鳥獣捕獲等事業として鳥獣の捕獲等がされたことを証する書類並びに当該鳥獣の捕獲等に係る従事者証の写し及びこれに準ずる書面（省令第65条第1項第9号に該当する者に限る。）

(6) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚

2 備考の1の(6)の写真を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提出する場合にあっては、写真の縦横比は5：4程度とすること。

3 第1種銃猟免許を受けた者が空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）のみを使用する場合は、第2種銃猟免許に係る登録を申請すること。

4 文字は、楷書で明瞭に記載すること。

5 該当する□の中にレ印を付すこと。

6 該当する番号を○で囲むこと。

7 (9)職業欄は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲むこと。

8 ※印欄は、記載しないこと。

【富山県収入証紙はりつけ欄】※こちらにレシートを貼付ください。